

約條と契約

——徳川政權の外交とオランダ東インド會社——

松 方 冬 子

はじめに

一、問題の所在

二、先行研究

三、言葉の定義 —— 近世日本古文書學の成果も踏まえて ——

第一章 約條

一、約條としての條目、あるいは權利を保障する文書

1. スペイン人宛て

2. オランダ人宛て

3. ポルトガル人宛て

4. イギリス人宛て

5. 唐人宛て

小括

二、約條としての申し渡し、あるいは禁止事項の傳達

1. ポルトガル人へ

2. オランダ人へ

3. 唐人へ

小括

第二章 契約

一、日蘭間の「契約」(一七五二年、一七五三年)

二、日中間の「約定」(一七六二年、一七六四年)

小括

おわりに

はじめに

一、問題の所在

本稿は、徳川政権とオランダ東インド會社(以下、VOC)を出発點に「外交の世界史」(ユーラシア前近代外交史)へ向かう、その途上にある素描である。

現在、アメリカ、ドイツ語圏では、「新しい外交史」流行の兆しがあるという。政治史に近かった外交史を、文化面に引き寄せてみるのが、その骨子ではないかと考えている。簡単に言えば、歴史學は、一九世紀の外交史の構築によってヨーロッパを中心に國民國家を作り上げることに貢献したが、そのあと經濟史、社會史などの蓄積を経て、ヨーロッパ中心主義が批判されるなかで、どのようにすれば二一世紀の前近代外交史を作ることができるか、摸索中だということであろう。この動きはグローバル化が叫ばれる現今の世界情勢と無縁ではないであろうし、もちろん、海外の學界動向に無批判に乗ることはできない。

とはいえ、日本の日本史學は、かねてより「新しい外交史」的な傾向を持ち、ヨーロッパの外の「外交」を研究してきた。日本史においては、遣唐使を「文化」交流として、日明外交を勘合「貿易」として、徳川政權初期の外交を朱印船「貿易」の文脈で語る傳統を持っている。ヨーロッパにあるような大使への訓令、大使の報告書が、日本列島周邊にあるわけではなく、それゆえ外交史構築のために幅広い多様な文書を使ってきた。

私は、二一世紀の前近代外交史を描く試みを、再び歐米から學ぶことからではなく、自分自身が古い外交史——一九世紀のヨーロッパの言葉を以て一七—一八世紀の世界を語ること——に感じる違和感から出發したい。私の課題は、外交政策や、世界觀ではなく、外交文書、あるいは實踐、行動、慣習から外交を見ることにある。

ここでは「外交」を、「國（偉い人たち。政權。）同士の關係」と定義する。しかし、それは政權が、複数の政權の勢力圏にまたがって活動する人々から富を吸い上げる方策、彼らを統制・管理・支援するための施策と必然的に聯動し、政權同士の關係は政權から「またがって活動する」人々への働きかけを伴う。裏返せば、「またがって活動する」人々が、政權から支援・保護を得ようとして働きかける活動抜きにこの時期の外交はありえない¹⁾。

本稿は、tribute (tributary) system (東アジア國際關係、朝貢體制、朝貢システム) と treaty system (西洋國際秩序、西歐國際體系、條約體制、主權國家體制、ウェストファリア體制) の對抗關係として世界の外交を記述しようとする立場を批判しようとしている。まずは拙編著『國書がむすぶ外交』總論で、國書と通航證をキー概念とし、具體的な事例を日本周邊に求めながら、tribute system と呼ばれてきたものの核心が、實態面では國書外交ではなかったかとの問題提起を行った。同書の主張の一つは、のちに條約にとつてかわられるものは、贈物ではない、ということである。だとすれば、次に問うべきは、條約によつて通商を行うようになる前、人々の動きや貿易はどのように統御されていたのかである。

そこで本稿では、徳川政權とVOCとの關係に立脚点を置きつつ、従來の日蘭關係史の枠組みにとらわれずにこの問題を考えようと試みる。まだ素描の段階であるが、結論から言うと、少なくとも徳川政權下の列島では、のちに條約にとつ

て代わられる機能を、「約條」と「契約」が果たしていた。とはいえ、「約條」にしろ「契約」にしろ、厳密には、先の定義による「外交」には收まらない。むしろ、「またがって活動する」人々（以下、煩瑣を避けるため、誤解が生じないと思われる場合は「外國人」が関わっている點以外では、「内政」の範疇ともいえ、のちに（主權國家間の關係を意味する）「外交」という言葉に回収される「外交」の前史とも考えたほうが良いかもしれない。

本稿では、外國人の身柄や財産の保障、もう少し言うならば、外國人の權利の保障はどのようになされるのかに絞って考えてみる。ここで問題になるのは、法に對する考え方の違いである。オランダ人と日本人の商賣上のトラブルはどのように處理されるのかという問題は、歐文脈では往々にして「法」の問題であるが、本稿はいわゆる法制史の文脈にあるものではなく、「法」概念については立ち入らない。むしろ、實際の現場におけるありようを、取り交わされた文書に即して探ろうとする。

おそらく、一般に想起されるのは、國（主）と國（主）との約束事をあらわす條約Treatyであろう。しかし、少なくとも日本列島周邊においては、他國（の國主）と條約を締結した事例は、一九世紀半ばまで見出せない。⁽³⁾ けれども、「またがって活動する」人々に関わって何の合意も約束事もなされなかったわけでもない。本稿では試みに、それらの合意や約束事（が書き附けられた文書）を、國（主）が関わる場合は「約條」、それ以外を「契約」と呼ぶ。『國書がむすぶ外交』で取り上げた通航證も、人々の動きを統御するための文書であり、約條と深い関わりがあり、約條の一種であるとさえ言える。

なお、雙方の「國」あるいは「またがって活動する」人々と「國」との間で、その文書についての認識が共有されていなかった場合もありうる。一例を挙げよう。一六七一年九月二二日イギリス東インド會社（以下、EIC）のロンドン本社は、バンテン商館長及び參事會に宛てて書翰を送った。⁽⁴⁾ 次に掲げるのは、當時比較的良好な關係を築いていた、臺灣の鄭氏政權との「條約」締結に關する部分である。

(史料1) (翻譯は、ろじゃ・めいちんによる。傍線 a、b は筆者による。)

我々は臺灣國王と我々の間で締結されることになっている條約 (Articles / 松方法)⁽⁵⁾ について検討した。そしてその大部分を承認する。しかし、國王が我々に與えている二十番目の第四項 (全二十項目中の第四項の書き誤りか / めいちん注)⁽⁶⁾ の意味が理解できない。その内容は、我々が現地人から受けた全ての損害に對して臺灣國王は我々に辨償し、またイギリス人が現地人に與えた損害については、商館長に申請した上で我々が辨償するというのである。もしそれが雙方の加害者に對して、法律に定められた體罰を與え、あるいは損害賠償を要求すること^a を意味し、その旨が條項の中に明記されるならば、我々は、それが當然であると考える。しかし、もしそれが、我々の商館員もしくは社員が、その國の人に借金をしたり、肉體的損傷を與えたり、物品損害を與えて賠償金支拂い能力を本人が持たない場合、我が社が責任をとるべきである^b ということを意味するならば、我々にとつて様々な不都合が生じるであろう事は、諸君も了解できるであろう。従つて、このように解釋されるおそれのある事項を、條文の中に書き込むことには賛成できない。(中略)

第六項、七項に關しては、火薬や砲彈の臺灣への搬入が義務づけられることを、我々は好まない。というのは、これらは我が國王と同盟國との條約によつて、禁制品となつており、たとえそれが友好的な目的であろうとも、同盟國と敵對關係にある第三國に、これらの品物を讓渡してはならないことになっているからである。また、相手國の軍艦は、我々の禁制品以外の品物を積んだ船の自由航海は妨碍できないが、禁制品は沒收することができることを、海運條約 (原語は the Treaty Marine / 松方法、英蘭間のブレータ條約 / めいちん注) 第二條、第三條から、諸君は納得でき得であろう。⁽⁷⁾

臺灣鄭氏が残した史料は、ほとんど残っていないため、EIC が「箇條書きの文書 articles」(めいちんによれば「條約」と呼んでいるものが、鄭氏側でどのように認識されていたのかわからない。しかし、EIC が最も心配している、EIC

が個々のイギリス人の借金を肩代わりするという傍線部bの條文解釋は、少なくとも日本史研究者としての自分には豫想外であった。おそらく傍線部aが正しいであろう。また、第六項の「同盟」(戰時)禁制品」という概念も東シナ海域ではまったく未知のものである。英蘭間のブレダ條約によって縛られているE I Cの立場を、鄭氏が理解したとは思えない。

一方で、E I C ロンドン本社が、鄭氏側と協議をし、雙方の要求を出しあつたうえで、その結果を文書に残し、それに雙方が従う、という手續きを重視し、尊重しようという姿勢も、印象的である。しかし、後に述べる日本の例を參考にするならば、臺灣のE I C 商館員は、これら條文を「お願いして認めてもらつた」のだろうと思われる。ロンドン本社がどのように考えようと、この當時、遠隔の地臺灣において、南・東シナ海域に軍事據點を持たないE I Cの職員は、原則として臺灣鄭氏に従わざるを得なかつた。⁸⁾

二、先行研究

羽田正は、サファヴィー朝ペルシアと、E I Cの關係を説明した後で、「イギリス側は、この特權を『國』同士がむすんだ『條約』ととらえ、サファヴィー帝國側は、『王』の與えた『恩寵』と考えていたのだ。」と指摘する。この認識の違いの指摘は重要だろう。しかし、「(イギリス側は) 王や政權が替わつても、國同士が結んだ條約は互いに尊重して守らねばならないと考える。これは主權國家の存在を前提とした議論」⁹⁾だとの評價には再考の餘地があるように思う。この違いは「主權國家」という術語を使わずに説明できないだろうか。

關聯する日本についての研究として、荒野泰典、松井洋子の研究がある。荒野泰典は、一六三〇年代の日本に短期滞在者／長期滞在者／日本社會に取り込まれ同化するものの三種類の異國人がおり、そのうち第二類型が排除されたとする。¹⁰⁾松井は、荒野の説を使いながら、この過程で「日本人」(日本の領域に住みその權力の支配下にある者)と「異國人」を區別する指標として「住宅」が使われたこと、背景として、日本に住み着くすべての人々が「家」を單位として掌握されつつ

あつたことを指摘する。⁽¹¹⁾しかし、荒野も松井も徳川政権が直接外國人に語りかけた法令、文書等について言及しているわけではない。

VOCについては、オランダ共和國聯邦議會が會社に諸特權を與えた一六〇二年三月二〇日附の特許狀 (Octrcool) 第三條の拙譯を示す。

(史料2)

前述の會社の人々は、喜望峰の東及びマゼラン海峡の中、及びそれ〔マゼラン海峡〕を通つた〔場所で〕、王侯同盟を結び、オランダ共和國聯邦議會すなわち最高政府の名において契約を結び、同地に於いて城砦を築き、執政官、兵士、及び司法官、及びその他の必要な職務〔に就く者〕を、その地の保全、良き秩序、警察機能、司法の維持のため、單獨で任命・解任することができる。(以下略)⁽¹²⁾

さらに、VOC外交を語る際の基本史料とされるのが、*Corpus Diplomaticum*とあり、*contract, overeenkomst, verdrag, tractaat* (英語では agreement, treaty などにあたる) を採録してゐる。⁽¹³⁾ *Bhawan Rungslip*⁽¹⁴⁾ 遠藤正之など、從來の研究においてもVOCがむすんだ各種の合意、契約、協定などに言及しているが、それらの合意や契約そのものについては考察を加えてゐない。⁽¹⁵⁾ *Corpus Diplomaticum* と、それが依據してゐるVOC文書中の *contractboeken* (契約文書集) と呼ばれてゐる一群の史料については、いまだに十分な史料學的な検討はなされてゐない。⁽¹⁷⁾

Corpus Diplomaticum は、全六巻からなり、一九〇七―一九五五年に刊行された。最初の三冊はJ・E・ヘーレス Heeres が編纂し、彼の死後その仕事を引き繼いだF・W・スターペル Stapel により第四巻以降が刊行された。⁽¹⁸⁾ 同書序文による⁽¹⁹⁾ *contractboeken* を基礎資料として、バタヴィアの舊地方文書館 (現インドネシア國立文書館) 所藏文書や、VOC文書中の「インドよりの到着文書集」などから得た情報も加味して編纂したものである。第一巻序文によれば、*contractboeken* 第一巻の背表紙には「東インド各地の王侯と結んだ條約、及び彼らから與えられたフィルマーン、カウ

ル、一五九六―一六六二年」とある。⁽²¹⁾ 第三卷序文に「本巻で扱われた時期について、會社文書中には、純粹に商業的性格を有した非常に多くの合意文書が見られる。大部分はインド亞大陸の特定の地域商人との合意に關するものであるが、これらは収録されなかった。Corpus Diplomaticum は政治的な契約を集めたものであるから。」とあるのが、この書物の性格を表している。逆に言えば、contractboekken は、政治的なものと純粹に商業的なものを含む、VOCが結んだありとあらゆる合意やとりきめを書き記したものであったが、それをもとに二〇世紀初めの考え方に基づいて「外交的」と思われた合意集を編んだのである。

三、言葉の定義 —— 近世日本古文書學の成果も踏まえて ——

外交史研究につきものである「條約」という日本語は、現在、ヨーロッパ言語（たとえば英語 treaty、オランダ語 verdrag）の譯語として使われている。『日本國語大辭典』によれば、①「箇條書きの約束。條目をあげた約定」⁽²³⁾ ②「國家間または國家と國際機關間の文書による合意。（後略）」とある。「條」は箇條書きを意味し、「約」は約束する、誓うことを表す。

本稿では①の意味の「條約」が重要となってくるが、區別のため、②の意味の「條約」を「條約」と呼び、①の意味の「條約」を、「約條」と呼ぶ。『日本國語大辭典』で「約條」は、「約束して取り決めた事柄。約束事。條約。」とあり、「條約」の①の意味と同じと考えてよい（後述）。

一方、Oxford English Dictionary⁽²⁴⁾ の treaty の第一義は「話したり書いたりする内容の取扱い。」第二義「議論、會議、交渉。」（現在はほぼ古語）、第二義 a 「交渉の結果、決められた内容。合意。契約。」（現在は第三義 b を除き古語、一五―一八世紀に使用）、第三義 b 「二國あるいは多國間で平和や同盟、商業その他國際關係に關して締結された契約。その文書。」（二五世紀）となる「條約」という漢語と比べると「議題。議論の結果の合意。」のニュアンスが強いことがわかる。ち

なみに、漢文脈では國家間の約束事には、「盟(約)⁽²⁵⁾」を用いてきたようである。そこに箇條書きという意味合いはなく、内容面が重視されている。

くりかえしになるが、本稿では試みに、外國人がかかわる合意や約束事(が書き附けられた文書)を、國(主)が關わる場合は「約條」、それ以外を「契約」と呼ぶ。本稿で「約條」は、とくに國(主)から外國人に出された法令、命令のうち、外國人を受け入れる上での受入基準、または、在留外國人への基本法令を指す。國(主)と外國人との合意や約束事は、おそらくもつと幅廣く、受入基準や基本法令に限らないであろうけれども、とりあえずそこに着目した。國(主)と外國人との間の合意であるから、形式的に一方的であり、交渉の結果かどうかは事例による。言葉は一六〇九年朝鮮から對馬への己酉約條⁽²⁶⁾からとった。同約條は、実際には交渉の末に決められた内容であるが、形式的には朝鮮からの一方的な命令である。

英語に譯す場合は *capitulation* を想定している。⁽²⁷⁾ *Oxford English Dictionary* の *capitulation* は、第一義「主題の要項を列擧する行爲。」(古語、一六―一九世紀に使用、フランス語からの借用)。第二義 a 「合意や契約などの條件。複數形で、條約やその他の合意の箇條。」(歴史用語、一六―二〇世紀に使用)。第二義 b 「國の中で、他の國の臣民に課役の免除や特權を與える箇條書き文書。とくに、オスマン帝國がフランスの臣民や、のちにはほかの國民にも與えた課役免除や特權を記した箇條書き文書。」(歴史用語、一六―二二世紀に使用)である。⁽²⁸⁾ つまり、*capitulation* は、もともと「箇條書きの文書」を意味し、「約條」に近い意味で使われている。

なお、「約條」という操作概念は、「條約」と紛らわしいという意味で、必ずしも萬全の用語ではなく、その意味では便宜的であるが、一方で、ヨーロッパ言語の譯語ではない、日本の史的經驗に根ざし、*capitulation* との通約可能性があるという意味では、便宜的という以上の意味を持っている。後述のように、近世日本においては(本稿の操作概念としての)「約條」を(史料用語で)「條約」と呼ぶこともあった。つまり、近世日本において、「條約」とは徳川將軍から外國人に向

けた基本法例という意味を持つていた。南京條約の報が入ったとき、オランダ通詞はオランダ語 *traktaat* を「タラクタート」と假名書きし、「誓約」という注をつけた。²⁹その後、「條約」という言葉は、意味をスライドさせ、國（主）と國（主）の約束へと變化していく。³⁰

さらに、本稿は、「契約」を、「（政府は關係しない）商人間の合意」と定義する。ただし、政府と商人との關係、貿易の獨占度との關係がある³¹ので、「政府は關係しない」の部分については細心の注意が必要である。

一方、日本史上、關聯する重要な言葉として「條目」がある。もともとの意味は、單に「箇條書きの文書」であるが、箇條書きの文書で發給されるある種の法令を表す言葉としても用いられる。日本史上、戰國時代〜近世初頭が、條目の最盛期とされる。そして、近世の初頭まで存在して、その後「觸」にとつて代わられる。³²

中世から近世のごく初頭の條目の例として、禁制がある。禁制とは、簡單に説明すれば、軍隊の長が、征服地において、暫定的な治安を保障する文書、自軍の兵士の掠奪や放火を禁止する文書（多くは高札の形をとる）であり、たいいていの場合³³は、占領地のコミュニティや寺社などの求めに應じて（報酬を受け取つて）發給される。三箇條であることが多い。禁制に限らず、中世から近世初頭には、受益者が報酬を支拂つて發給してもらう（買う）文書が多くみられる。黒嶋敏が、一五世紀末から一七世紀初頭の琉球渡海朱印狀をそのように評價しているほか、たとえば一六七四（延寶二）年に徳川政權の國目付が仙臺藩にもたらした黒印條目が知られている。藩主が幼く、家臣團への抑えが效きにくい狀況下で、徳川政權が國目付を派遣し、家臣團への禁止事項を示す條目（將軍の黒印狀）³⁵を發給した。この場合、受益者は仙臺藩伊達家となる。

徳川政權の法令で最も格式が高いのは條目の一種「法度」（武家諸法度など）だとされる。しかし、徳川政權においては、條目はだんだんと姿を消し、代わつて、觸（個別の案件についての命令、禁止事項で、一般に周知するもの）と達（關係者のみへの通達）が元祿頃から一般化する。觸は、本質的に口頭傳達であつて、老中から大目付へ、大目付から大名へ、大名か

ら郡奉行や代官へ、代官から村々へ、と伝えられていく。内容を控える「覺」は作成されても、そこに將軍の印鑑はもはやなく、文書そのものには權威がない。内容も、權利の保障から、一方的な命令や禁止事項を伝えるものへと變化している。近世後期には、「大目付廻狀」など命令の傳達を示す文書が残るがもはや權利の保障ではない。

徳川政權が、將軍の朱印・黒印狀（朱印のほうが黒印よりも格が高い）を發給していたのは、條目（黒印狀）だけでなく、領知朱印狀（一〇萬石以下の大名、寺社宛て。一〇萬石以上の大名宛てには將軍花押のある領知判物）、異國渡海朱印狀、傳馬朱印狀があつたが、このうち、領知判物・朱印狀を除き、發給されなくなる。領知判物・朱印狀は、幕藩制の根幹にかかわる文書であるから、最後まで文書によつて、權利を保障する必要があつたのであろう。

このように見ると、「條目」のような法令は、領知判物・朱印狀、異國渡海朱印狀のように權利を保障する文書とはまったく別のもののように思われがちであるが、ある時期までは、廣い意味で權利の保障の一部だつたと考えられる。

徳川家康から蠣崎（松前）氏に發給された黒印狀も、従來、領知朱印狀に相當する效力を持つ文書として研究されてきたが、近年、禁制に近い文書として位置付ける新しい見解が出されている。⁽³⁶⁾ 狭い文脈では、兩者はかなり違うものではないが、より廣い文脈に位置づけるならば、二つの解釋は相反するものではなく、近似性が強いことがわかる。

もう一度、本稿の課題を整理したい。徳川政權を素材に、外國人の受け入れと外國人との通商がどのような基本法によつて統御されていたかを探り、相手（おもにVOC）側の史料でそれがどのように理解されていたかを検討することが課題である。

第一章 約條

一、約條としての條目、あるいは權利を保障する文書

まずは、徳川政權から、スペイン人、オランダ人、ポルトガル人、イギリス人に與えられた「約條」といえる文書を列挙してみたい。個々の史料については、それぞれ研究があるが、二國間關係でのみ語られてきたため、このような整理は今までになされていない。

1. スペイン人宛て

スペイン人との關係は、關ヶ原の戦い以前、すなわち徳川家が全國的な支配權力となる以前から存在したが、「約條」と呼ばれるような文書を發給したのは、關ヶ原の戦い以降のことである。⁽³⁷⁾一六〇二年に家康がマニラのフィリピン總督ドミンゴ・ペドロ・デ・アクーニャにチャパ（スペイン船來航許可朱印狀）⁽³⁸⁾六通を與える。マドリード王立歴史學アカデミー圖書館にポルトガル語譯文が残る。

（史料3）

（1）天候不良のため寄港する異國船は日本國內いずれの湊に着岸するも妨げあるべからず。また、何國人たるともその所有物や積荷を奪われることなきこと。

（2）積荷の賣買は相對次第にこれを行い、押買いは禁止されている、到着の湊に滞在することを望まぬ場合、船頭らの心に委せて他の湊に移り、自由に商いすることを許す。

（3）異國人は日本國內いずれの處に居住するとも勝手なれど、汝らの國の教えを宣布することはこれを嚴重に禁止

する。⁽³⁹⁾

一六〇九年に、フィリピン臨時總督ロドリゴ・デ・ビペロが離任して、メキシコに向かう途中、上總に漂着。秀忠の庇護のもと、一年ほど滞在した。家康、秀忠と謁見したビペロは、家康に對してヌエバ・エスパニーヤとの通商に關する請願を行う。請願の内容は「日本で布教にあたっている宣教師の保護」と「フェリペ國王との友好關係の維持」、「オランダ人の追放」である。家康は、二つの請願は認めたが、「オランダ人の追放」に關しては、「一旦彼らに保護を約束しているので、本年中に政策を變更するのは難しい」と述べた。

ビペロはもう一度交渉し、「關東の港の提供」「日本のすべての港にヌエバ・エスパニーヤとフィリピンの船の入港許可」などを求めた。⁽⁴⁰⁾

そして、家康と秀忠から、朱印狀を得た。二通の朱印狀は、現在、セビーリヤ・インディアス總合文書館に所藏されている。以下に、一六一〇年の秀忠發給の朱印狀を掲げる。

(史料4)

日本國 征夷將軍 源秀忠

いすばんや國主 とうけいていれるま 机下

のひすばにやより至本邦商船可令渡海之由、前呂宋國主被申贈候、日域之地雖爲何之津湊着岸之儀不可有異儀候、隨而鐘五領相送之、委曲伴天連ふらい・あろんそ・むによす・ふらい・るいす・そてろ可申候也、

慶長五年五月四日(朱印)⁽⁴¹⁾

手紙か、朱印狀か、惱ましい文書である。冒頭に發給者名(しかも「秀忠」という實名)と宛名を書くなど、日本語の史料としては、奇異な點が多い。「詳しいことは使者が話す」というのは將軍御内書などによく見られる内容であり、また少しではあるが、贈物にも言及しているため書翰のようにも見えるが、「日域之地雖爲何之津湊着岸之儀不可有異儀候」

という文言は、のちに述べるオランダ人宛てのものとはほぼ同じであり、來航許可朱印状ともとれる。

家康が発給した朱印状⁽⁴²⁾も、よく似た體裁をとっている。家康が朱印状を発給したときの状況をソテロがスペイン國王に報告しており、そのなかには「皇帝(家康)は又、(中略)スペインでは宛名を日本同様、書状の終わりに書くのか、或いは冒頭に書くのかを私に訊ねよと命じた。私が、最初に讀まれるのは宛名である、と答えたところ、皇帝は宛名を書状の前に書くように命じた。」とある。また、ソテロは、この文書がレルマ公宛てになつてゐる點についても、家康自身の指示であることを述べたのち、「この禮法を彼らは披露状と稱し、日本における書状の書き方の中最高の儀禮と深甚の謙虛の念を表すものであり、家臣がその主君に書状を認める際に用いる形式である。」と、かなり正鵠を射た知識を披露している。ソテロは「良い紙を使つている」と説明しているが、一見してそのようには見えない。ソテロがスペイン國王のためにした苦しい言い譯であらう。⁽⁴³⁾

2. オランダ人宛て

一六〇二年にVOCが結成された後、一六〇九年にオランダ船二隻が平戸に來航した。アブラハム・ファン・デン・ブルックとニコラース・ポイクの二名がオラニエ公マウリッツの書翰を携えて、駿府で家康に拜謁したとされる。このとき、返書とともに四通の同文の朱印状が発給された。⁽⁴⁴⁾このうち、一通のみが現存している。

(史料5)

おらんだ船日本江渡海之時、何之浦ニ雖爲著岸、不可有相違候、向後守此旨、無異儀可被往來、聊疎意有間敷候也、仍如件、

慶長拾四年七月廿五日

(家康朱印)

ちやくす・くるうんへいけ⁽⁴⁵⁾

この朱印状は、オランダ人の権利を保障するための最重要文書だと認識された。當初、オランダ本國に送られたが、一六四一年、商館の出島移轉に伴うオランダ人への待遇の悪化に鑑み、長崎に送り返され、その後出島の商館で長く大切にされた。下記の商館長日記の記事は、送り返された當初朱印状がどれほど長崎奉行によって大切に扱われたか、そしてその様子がどれほどオランダ人に感銘を與えたかをよく示している。

（史料6）

（前略）誓約した通詞達に通達して〔長崎奉行〕閣下に〔以下の事柄を〕知らせた。すなわち、總督閣下が前期のフライト船ザイエル號を急遽バタフィアから派遣したのは、先皇帝ゴゼンサマの渡航許可證を當地において最高政府に提示するため、それは會社の状態を好轉させる上で最も役立つことと確信しているからである。即ち、ジャック・スベックス閣下が前記の渡航許可證を彼の重役達に示すため、自らオランダに持歸り、同地で大切に保管していたが、（中略）當地に送り届けることを要請されたものである、と。知事〔長崎奉行〕は、通詞達からこの事を傳えられると、彼等を介して、これを鄭重に彼の屋敷まで持參するよう命じ、直ちにそのように行われた。そして、これが閣下の前に提出されると、彼は大層恭しく、（手と顔を清め、衣紋を繕って威儀をただしたのち）それを箱から取り出して読み、その内容を我々に知らせた。⁽⁴⁶⁾

その後、オランダ人に對し與えられた権利を保障する類似の文書として、一六一七（元和三）年に二代將軍徳川秀忠が發給した來航許可朱印状⁽⁴⁷⁾、一六四三年の寛永二〇年一月七日附老中連署奉書（下知状）⁽⁴⁸⁾が知られている。これを最後に、文書形式でオランダ人の権利が保障されたことはない。『オランダ商館長日記』によれば、徳川家光の死去をうけた長崎奉行の命令で、通詞が朱印状を調べに、オランダ商館を訪ねた。

（史料7）

正午頃、通詞の吉兵衛、傳兵衛及び孫兵衛が長崎奉行の命令で私の所に來て、昔の死んだ將軍たちが會社に與えた通

航證〔の提出〕を求め、それを上〔江戸〕へ持つて行かなくてはならないかどうか、そして新しい現在の將軍のものを願うべきか、調べた。それらは彼等に手渡され、彼等はあらかじめ全員手を洗い、多少の儀式をしてから、彼等の流儀で開き、読み上げて、それが先の故人の古い通航證二枚〔家康・秀忠のもの〕だが、最後の將軍〔家光〕のものでないことを知った。彼等はそれを心配し、我々が持っているのと同じものをもう一枚願うのが賢明だろうかと疑い始め、最近死亡した將軍〔家光〕から得たものがなく、ただ南部から江戸へと我々の國民が囚われた時に、カピテン・エルセラックに國事顧問官たちから與えられた、將軍の印のない通航證〔老中連署奉書〕だけであることを不思議に思った。しかし、互いにそれについて検討した後で、しかし、それは全部、江戸にいる長崎奉行〔馬場〕三郎左衛門、彼はそれについて以前彼等〔通詞〕と話をしたのだが、及び大目付〔井上〕筑後の、通航證に對する判斷を仰ぐために持つて行くべきであり、そして我々は馬場と筑後の判斷に従うべきだ、と考えた。それはそのようにするつもりである。⁽⁴⁹⁾

したがって、この時までは、代替わりごとの朱印狀發給の可能性が認識されていたことがわかる。結局、新しい朱印狀は發給されず、そのまま幕末を迎えた。

3. ポルトガル人宛て

一六一一年、ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ號撃沈事件以來中絶していた貿易再開のための使者として來朝したゴアのポルトガル・インド副王の使節ドン・ヌーノ・ソトマイオールに家康が與えた朱印狀がある。

(史料8)

自五和使者到來、黒船欲來朝之由、不可有異儀成り、賣買法度以下、如前規可無相違者也、若違亂之輩於有之者、可處其罪、宜可承知此旨也

慶長十六辛亥季秋日

御朱印

黒船⁽⁵⁰⁾

4. イギリス人宛て

一六一三年、ジョン・セーリスがEIC最初の使節として、來航した⁽⁵¹⁾。來航時に、家康から、「御朱印」「御法度書」を受け取る。イギリス側の史料によれば、イギリス人側からの「箇條書 Articles」すなわち「請願書 demandes」に對する應答である。ある程度交渉の結果であることが、セーリスの『日本渡航記⁽⁵²⁾』からわかる。請願書は當初一四箇條だったが、短くすることを求められ、七箇條とする⁽⁵⁴⁾。それに應じて、七箇條の朱印状を得る。

(史料9) (傍線は筆者による。)

右之外ニ、御右筆庄與三書で、御朱印被遣也、案左ニアリ

- 一、いきりすより日本へ、今度初而渡海之船、萬商賣方之儀、無相違可仕候、渡海仕付而ハ、諸役可令免許事、
- 一、船中之荷物之義ハ、用次第目錄ニ而、可召寄事、
- 一、日本之内、何之湊へ成共、着岸不可有相違、若難風逢、帆船絶、何之浦々へ寄候共、異義有之聞敷事、
- 一、於江戸、望之所ニ、屋敷可遣之間、家を立致居住、商賣可仕候、歸國之義□何時ニ而も、いきりす人可任心中、
- 付、立置候家ハ、いきりす人可爲儘事、
- 一、日本之内ニ而、いきりす人病死など仕候者、其者之荷物無相違可遣之事、
- 一、荷物おしかい狼藉仕聞敷事、
- 一、いきりす人之内、徒者於有之者、依罪輕重、いきりすの大將次第可申付事、

右如件、

慶長十八年八月廿八日

御朱印

いんきらていら

此御法度書二通被遣、一通ハ渡海ノ船ニ置之、一通ハいから國ニ可置由也⁽⁵⁵⁾

發給された二通のうち、一通は、一六一六（元和二）年に新たな來航許可朱印狀と引換に取り上げられて、再び返されなかつたが、一通は、オックスフォード大學ボドレイアン圖書館に保管されている⁽⁵⁶⁾。

（史料9）の條目は、「異國日記」において、「御朱印」とも「法度書」とも呼ばれている。この文書は、漢文ではなく、和文で書かれており、日本人が讀むことを想定している。經緯を考えれば、將軍とイギリス人との間の交渉の結果を反映しており、内容的にも、日本人側の行動を規制するものであつて、イギリス側から見れば權利を保障したものであるが、日本の文脈では將軍からの法令を記したものである。二通發給され、一通は日本渡航の船に、一通はイギリス本國に置くようにと指示されている。

傍線部はスペイン人宛て、オランダ人宛ての來航許可朱印狀の内容や文言とよく似ており、この法度書（條目）と來航許可朱印狀（通航證）に關聯性があることは明らかである。

さて、この文書は、六〇年後、もう一度日の目を見ることになる。EICは、一六二三年にVOCとの貿易競争に敗れて日本を去るが、一六七〇年代になつて、臺灣鄭氏との良好な關係を踏まえて、再び日本貿易をめざした。エクスペリメント號とリターン號の二隻の船は、將軍宛てのイギリス國王書翰を託送され、一六七一年にイギリスを出帆した。EICロンドン社は日本貿易の再開にかなりの自信を持つており、兩船には日本商館長になるべき人物も乗船していた（當初、デイヴィッド・ステイブンス、病死によりサイモン・デルボーが昇格）。エクスペリメント號は途中VOCに拿捕され、一六七三年リターン號だけが長崎に到着したが、結局、貿易は許可されなかつた（リターン號事件）⁽⁵⁷⁾。

次に掲げるのは、前掲一六七一年九月二日バンテン商館長及び参事會宛てのEICロンドン本社の書翰のうち、日本貿易再開の見込みに關する部分である。ロンドン本社は、家康から受け取った（文中で「取り交した」⁽⁵⁸⁾）箇條書き文書を、「日本帝國のすべての地域で通商を行う自由を」保障するものだと思つていようである。

（史料10）（翻譯は、ろじゃ・めいちゃんによる）

我々は日本との貿易に關しては、樂觀的である。なぜなら、我々は日本皇帝（將軍のこと／めいちゃん注）と取り交した契約書を持つていようえに、（中略）

我々が日本に最初に入國した際、日本皇帝と取り交した條約（原語 *Articles*／松方法）と、日本を退去した際に取り交した文書を複寫して送つた。その理由としては、その條約は、我々に日本帝國での永久にわたる通商の自由を與えており、（中略）

我々は、條約により、日本帝國のすべての地域で通商を行う自由を持つていようが、今や、すべての外國人が長崎に制限されていると聞いている。（以下略）⁽⁵⁹⁾

デルボーの日記には、この文書を日本人に見せた時の反應を記録している。

（史料11）

（前略）皇帝（家康）から、予等が前年初度入津の時賜はつた日本文字の特許狀（原文は *the articles or privileges*、直譯すれば「箇條書きの文書、すなわち特許狀」／松方法）の寫しを示したら、日本人は之を閲覽して之を了解し、切に皇帝の押印のある本書を出すように請求したけれども予は先年平戸撤去の時、原書は皇帝の顧問に返付したから所持しない旨を答へた（以下略）⁽⁶⁰⁾。

日本人が朱印の押しである本書を出すように要求し、デルボーは一六二三年EICが日本を退去した時に返却済みと返答した。⁽⁶¹⁾さらに、ロンドン本社は將軍の朱印狀（の寫し）を託送したつもりだったが、實際に託送したのは、將軍の朱印狀

發給を求めた際の、前掲の七箇條の請願書（和文）であった。⁽⁶²⁾

5. 唐人宛て

唐人に對しては、一六三五年に「朱印（狀）」が發給されたという史料がある。

（史料12）

寛永十二乙亥年、長崎住居の唐人（中略）六人、唐年行事被仰付、御朱印下し賜はり、在津の唐人、國禁を犯し、或は諍論等の節、是非を可裁斷旨にて、御朱印は年年輪番に預り置の處、萬一火災等或は不意に紛失せしむる事難計とて、件の御朱印御役所に返上せし由なり⁽⁶⁴⁾

唐人が、「國禁」⁽⁶⁵⁾を犯したり、争論になった場合、唐年行事が裁いても良いと規定した朱印をもらったが、毎年輪番で預かっておいて、火事になったりしたら問題になるといって、長崎奉行所に返した。このことを裏附ける史料は、管見の限り知られていないが、「朱印」をもらって、すぐに返却したとすると、注目に値する。⁽⁶⁶⁾

當時は日本人（普通の列島住民）でも、たいていの争論等は、村や町などの共同體で裁くのが普通である。そのため、唐人の罪は唐人の責任者が裁いてもよいとする規定は、當時としては、比較的常識的と考えられ、「治外法權」と考えるのは行きすぎであろう。

小括

（史料4）（史料5）は、從來、來航許可朱印狀として研究され、扱われてきた。⁽⁶⁷⁾しかし、（史料9）と合わせてみるならば、條目的一種とも取れるであろう。イギリス人に對しては、權利を保障する文書が家康によって朱印狀として與えられ、これは、交渉の結果與えられたもののだとしても、古文書學的には法令（條目）の様式を備えている。權利の保障と裏

腹の法令（條目）（おもに日本人側の行動を規制する）は、蠣崎氏に與えられた黒印狀のあり方とも通じているし、「禁制」などとも相通じるものである。文書の文面だけでなく機能も、オランダ人、スペイン人などに與えられた來航許可朱印狀にも近い。

條目をもらったのは、スペイン人、オランダ人、イギリス人という、徳川政權ができてから、日本に來た人々である。ポルトガル人の場合は、當初は文書がなく、兩者の關係を仕切り直す必要が生じて、初めて文書が発給されたと考えられる。徳川政權側が「外國人だから」という理由で朱印狀を發給したのではなく、むしろ、外國人側が求めた可能性が高いのではないだろうか。恐らく日本人同士の場合も似たような状況にあつたと思われる。朱印狀などによつて與えられる權利の保障は、徳川政權下においてはもつとも尊重されるものであるが、將軍の代替わりごとに更新される（領知朱印狀、蠣崎Ⅱ松前氏への黒印狀・朱印狀など）。

羽田正がペルシアにおいて指摘する「條約」と「恩恵」の解釋の違いは、日本でも見出される。「約條」の受け取り手は、オランダ共和國というような「國」ではなく、その場所にいるオランダ人など商人である。そして、彼らは當初は、日本人がそうであつたように、文書による權利の保障を要求して、それを勝ち取つた。イギリス東インド會社は、一六七三年に通商を再開しようとした際、「條約 articles」あるいは「特許狀 credence」があるから、貿易は許可されると信じてきたようである。つまり、ヨーロッパ人（イギリス人）と日本人の間には認識の違いがあつたことがわかる。しかしこの差は、主權國家のあるなしと關係があるのだろうか。

二、約條としての申し渡し、あるいは禁止事項の傳達

1. ポルトガル人へ

ポルトガル人に對しては、岡美穂子が南蠻貿易の全貌を論じる中で、興味深い指摘をしている（以下、岡の研究による）⁽⁶⁸⁾。

一六二六（寛永三）年長崎奉行水野河内守よりポルトガル人に掟（ファサケ）が伝えられた。同年のカピタン・モールであったルイス・パシエコやフェイトールのジョアン・ヴァス・プレットが署名して受け取る（岡は文書での傳達だろうとするが、だとしたら朱印状か。あるいは口頭傳達をうけて、ポルトガル人側が請書を書いた可能性もある）。一六三五（寛永一二）年にあらためてマカオのポルトガル人に言い渡された（史料は一六三五年のものしか残っていない。もしかすると、一六三五年が初令か）。一六三五年にポルトガル人に言い渡された内容は次の通りである。

（史料13）

マカオの人間は、この地域にいるパードレたちに書状や銀、補給品をもたらしてはならない。

マカオ在住のパードレは、日本にいるパードレもしくはキリシタンに書状や補助金、交易品を送ってはならない。⁽⁶⁾

岡によれば、この命令は、日本語原文が存在しない。日本人には伝えられた形跡がない。さらに、ポルトガル人に關わる根本法令のようなものと考えられ、一六三九年の「かろうた御仕置之奉書」（かつて第五次鎖國令と呼ばれたもの、ポルトガル人追放）の前提である。

2. オランダ人へ

一六四一（寛永一八）年、商館の出島移轉とともに二箇條の命令が下される。一六四一年段階の「條約」は、オランダ船は長崎に來航し、同地で商賣をするべきこと、きりしたんを日本に連れてきてはいけない、の二箇條である。その後、だんだんと整備・擴充され、一六五九（萬治二）年以降、商館長江戸參府の賜暇登城の際に、申し渡される。先に述べたように、江戸城内での口頭傳達は、この時代の徳川政權としては正式であるが、前代までのような朱印状ではない。内容は少しづつ擴充されて、一六七三（寛文一三／延寶元）年に内容が確定し、幕末に至る。内容を簡單にまとめると、キリスト教徒を日本に連れてきてはいけない、海外の情報を提供せよ、唐船を襲うな、の三項目である。⁽⁷⁾

この命令には、権利保障的な意味はまったくないし、交渉の結果でもない。『通航一覽』では「御法令」「條約」「御條目」と呼び、『徳川實紀』は「條約」と呼ぶ。オランダ人は「皇帝の命令」「通例の昔からの訓戒」または「箇條書きの文書 (captured)」などと呼ぶ。いずれにせよ、紙に書かれた文書で権利を保障された段階から、一方的な命令を口頭傳達される段階に入ったことがわかる。

3. 唐人へ

(史料12) との関係は不詳であるが、一六三四年に以下のような文書が渡されており、一六四一年にオランダ人に禁止されたのと同じような禁止事項が示されている。

(史料14)

寛永十一甲戌年(一六三四) 五月、肥前國長崎港禁令

一、西洋耶蘇會人載渡日本國事、

一、日本國兵器齎渡異域事、

一、奉書船定額外日本人渡異國事、

附投化異國人準此、

右所定三章、須守禁法、若有犯則可處重罪、施行如件⁽⁷⁷⁾

(史料14) は當初から高札として建てられていたらしく、さらに寛永十八(一六四二)年には、奉書船の廢止等を踏まえ「諭大明賣船三章」が出された。これは、「諭」なので、口頭傳達だった可能性が高い。最終的にこれらが唐人屋敷に高札として建てられたことは、この二つが唐人統括(統治)の基本法令となったことを示す⁽⁸⁰⁾。

小括

ポルトガル人、オランダ人、唐人は、家光政權期には、のちに「諭」「法令」「條約」などと整理される基本法令を、恐らく口頭傳達（と覚えのための效力の薄い文書）で受け取った。一般的に法令・命令の類は、將軍權威の高まりにより、將軍直狀による法度・條目から、老中奉書・觸書へと變化していくとされている。外國人に與えられた法令も同じ傾向をたどる。つまり、口頭で伝えられた法令には權利の保障としての側面がなく、日本人一般に見せる必要がなくなる（文書を残す必要がなくなり、オランダ人だけに伝えればよくなる）。その結果、日本側史料に残らなかつたり、日本側では重視されなかつたりする。

前近代社會（「國際社會」の成立以前）では、外國人の商人集團が滞在國の權力者と交渉し、權利を保障してもらうためになんらかの約束を取り附けたとしても、約束の履行を迫れるだけの軍事力を背後に持つことは難しい。（VOCやEICなど、特異な商人集團にしかありえないし、またVOCやEICにしてもつねに可能だったわけではない。）

一方、滞在國の權力者から保護を得ることは望ましく、その際、何らかの基準が示されたことは想像に難くない。後者を「約條」と呼ぶなら、それは廣汎に存在したはずである。中砂明德は、一六六三年に清朝がVOCに交易を認める敕令を出したことについて、「VOCは權利を保障する皇帝の印璽つきの書狀の交付を望んでいた。ムガル帝國やサファヴィー朝から交易權の保障として、バタビア總督宛ての敕令（フィルマーン）を獲得するのが常だったから、彼らとしては當然の要求であった。」⁽⁸¹⁾とする。

寛永期以降、おもに口頭傳達の形で外國人に示された約條は、權利の保障ではないが、逆に言えば、それに従っている限り日本列島に居住する權利が認められることを含意する。（岡美穂子は、「かれうた御仕置之奉書」が、掟違反によるポルトガル人追放の正當性を強調しているとする。）つまり、寛永期の「疑似臣民」⁽⁸²⁾化は、外國人の法的立場の低下を意味するのではなく、日本社會の中に位置づけが確保されたのだとも解釋できるだろう。同時に、權利の保障から一方的な命令へ、文書

から口頭へ、という法令傳達の變化は、國內の流れと聯動しており、從來から言われている將軍權力の確立の表れでもある。

第二章 契約

一、日蘭間の「契約」（一七五二年、一七五三年）

鈴木康子は、「一七五二（寶曆二）・五三（寶曆三）年に日蘭間に初めて兩國での話し合いによる貿易協定が締結された⁽⁸³⁾」とし、「それまで日蘭貿易において正式に日蘭雙方の話し合いによるとりきめがなされたことはなく、オランダ側は幕府から一方的に決定した命令を提示され、それを受け入れるのみであった。したがって、今回ここにオランダと日本とが雙方の話し合いにより貿易協定を作成し締結したことは、日蘭貿易交渉において極めて意義のあることであった。」⁽⁸⁴⁾とする。けれども、この「貿易協定」は、たとえば『増補長崎略史』などにおいても言及がなく、日本側の史料ではほとんど裏附けられないと言つてよい。

一方、一八二〇年代末に日本商館長を務めたヘルマン・メイランが日蘭貿易を規定する最大の要因としてあげるのが、「契約貿易 handel op contract」である。メイランによれば、「契約貿易」とは、VOC（一九世紀には、オランダ領東インド政廳）の直營貿易（本方）において、オランダ人は前年長崎會所が（數量、品質、買取値段を指定して）注文した商品のみを持ち渡り、持ち渡った商品の品質が注文に見合わない場合は、オランダ人は會所から決まった買取値段を受け取ることができない、という制度を指している。⁽⁸⁵⁾整理すると、「契約貿易」は、（一）「契約」、（二）日本側作成の注文、（三）入札でなく値組による買取値段の決定、（四）品質が低い場合の値下げ、から成り立っており、メイランによれば、「オランダ人が自身にはめた（中略）枷である」。⁽⁸⁶⁾「契約貿易」についてもわからないことが多く、本當にメイランの言う通りなのか、

檢證の必要がある。フェーンストラ・カイベル『一八世紀における日本の對外關係』⁽⁸⁷⁾も、「すべての商品について注文帳が渡されるようになった結果、取引のリスクは會所が負い、オランダ東インド會社はその代理人となった。」とし、一七五二年・一七五三年の「契約」について述べるものの、あまり詳しくないし、契約貿易の開始も明らかではない。

とりあえず、一七五二年、一七五三年の「契約」(鈴木は *contract* を「協定」と譯すが、本稿では「契約」と譯す)は、*Corpus Diplomaticum* にも収録されている。⁽⁹⁰⁾この契約について、かつて若干の考察を加えた。⁽⁹¹⁾それによれば、契約を求めたのはオランダ側であり、一定量の銅を持ち出す確約を得られるならば、日本に持ち渡る商品については、これ以上良い条件を求めないことを約束しても良い、という總督の方針による。結果として、メイランが言うように、オランダ側の利益に結びつかなかった。

これら契約の日本側署名者は通詞であり、實質的な交渉相手は長崎町年寄であった。長崎奉行、ましてや徳川政權は當事者ではなく、両者は契約の存在すら知らなかった可能性がある。一七五二年の契約は、全二六箇條であるが、そのうち一部を紹介しよう。

(史料14)

第一條 會社の業務は、現任の商館長の住居で行われなくてはならない。また、會社が引き渡した商品は、第二席の役目を果たす新任の商館長の家において、すべてを引き渡しの翌日正確に、それ以前の日々の費用や日用の賃金とともに、精算されるべきこと。(以下略)

第二條 一萬一〇〇ピコルの棹銅は、會社に一二タエル三マース五コンデリンで引き渡され、會社の持ち渡りの商品には以前からの價格が適用されるべきである。

(中略)

第二二條 夜は然るべく休息できるように、會社の業務は晝間行われなくてはならない。⁽⁹²⁾

内容を見ると、第二條のように、貿易の根幹にかかわるようなものもあるが、第一條、第二二條のような労働条件ともとれるような内容も含まれる。

日蘭貿易は、日蘭雙方の（長崎會所とVOCによる）獨占貿易であったから、日蘭雙方で貿易當事者は、とりあえず（會社職員の貿易があるとはいえ）一組織ずつであった。そのため、鈴木が言うように、「兩國」と言っても誤りではないが、今日の「條約」とは違うものであって、いわば商人同士の「契約」に近い。さらに、内容も、「それまでの取引條件が維持されるにとどまり」、新規の内容ではなかった。

試みに、*Corpus Diplomaticum* に採録された日本關係文書一五通を見てみると、VOCが將軍から受け取った朱印狀（權利を保障する文書）のほか、長崎奉行から受け取った命令書など多様な命令を含む。一方で、本稿でいう「約條としての申し渡し」は含まれず、また日本側史料でかならずしもきちんと裏附けられていないものも含み、今後の課題である。

二、日中間の「約定」（一七六二年、一七六四年）

唐船貿易についても、類似の「契約」が見られることを、彭浩が紹介している。⁽⁹⁵⁾長崎では一八世紀半ばごろから金銀を輸入するようになり、それに伴い、一七六二年には唐銀取引について、一七六四年には西洋銀貨取引について、「約條」または「約定」が締結された。これらは、官局・民局と長崎會所のとりきめである。この構造は、日蘭間のものに近いと考えられる。

小括

本章でいう「契約」とは、商人と商人の「契約」（商賣上の約束事）である。とはいえ、VOC（オランダ領東インド政廳）と長崎會所、官局（官商）・民局（額商）と長崎會所という互いに獨占・寡占の貿易組織であれば、その間の「契約」は、

「國」と「國」との約束に見えなくもない。前近代の日本列島周邊で行われた貿易は、勘合貿易（室町將軍あるいは勘合を分與・供與された寺社や大名が獨占した日明貿易）にしる、對馬宗氏が獨占した近世日朝貿易にしる、獨占貿易が多かった。もちろん、その枠には収まらない倭寇や朱印船のような貿易主體があつたとはいえ、輸送コストがかかる遠距離貿易で利益を出すための方策として貿易の獨占があつたことは確かであろう。

おわりに

まずは、本稿の内容を簡単にまとめてみたい。

徳川政權は、一七世紀初頭には將軍朱印狀の形で外國人の權利を保障していたが、一七世紀半ばには朱印狀の發給ではなく口頭の命令によって外國人受け入れ條件としての禁令を傳えた。外國人に對する基本法令（約條）は、列島における外國人滞在そのものが不確かだった（いつ積荷を奪われ、殺されるかもしれない）時代には權利を保障する文書だったものが、外國人の滞在を前提とする一方的な口頭傳達へと變化していった。つまり、當初は、徳川政權に朱印狀（將軍の直書）＝禁制、條目、法度、通航證によって權利を保障することを求めた外國人もだんだんそれを必要としなくなった。

この變化は、國內法令の文書學的な推移とほぼ同じである。そう考えると、「不確か」だったのは、外國人の立場だけでなく、數十年前に初めて列島の支配者の地位に躍り出た徳川政權も同じであつたとも言える。不確かな中世的な權力からもっと強固な近世的な權力への移行でもあつた。權利を保障する文書は、徳川政權が誕生する前からいる外國人もらっていない。ポルトガル人が受け取つたのは、貿易上のトラブルがあつて後のことであり、唐人が權利を保障する文書を受け取つたらしいのは、寛永年間になってからであり、しかもすぐに返却したらしい（つまり、彼等は文書による保障は必要としなかった）。

權利を保障する文書の消滅は、外國人滞在が当たり前になつた（證據書類が不要になつた）ことの證でもあつたが、同時

に將軍權力の確立（證據書類を残させない）でもあった。その過程を「疑似臣民」化と呼ぶならば、それは、列島住民の徳川「臣民」化と並行して起こった現象である。つまり、踏み込んだ表現をするならば、徳川政權にとつては、厳密に言えば、どこの誰であれ、當時の言葉でいう「味方」（私の言う「臣民」、戦争のときに動員可能な人々）と「敵」しかいなかったのである。したがって、列島に滞在する外國人に與えられた文書は、國內文書としての「條目」（のちには「諭書」⁹⁶）など、和文であった。

ヨーロッパ人による「朱印狀」への過大評價は、一七世紀に始まっている。イギリス人は「永久」の通商を保障したものだと考えている。また、オランダ人も自分たちの日本での存在を保障するものとしてずっと大事にしている。故國からはるか離れて、異國に長いこと滞在したヨーロッパ人たちが、「權利を保障する紙の證據が欲しい」という強い欲求と願望を持ち、それを手に入れようとし、手に入れたらその效力に過大な期待を寄せたとしても不思議ではない。唐人が文書を返却したことは對照的である。しかし、この違いを主權國家の有無で説明するべきかという点、現時點で私は懷疑的である。彼等は、本國でもつねに紙に書かれた權利の保障（たとえば特許狀）を求めていたのか。もし、それが主權國家の有無で説明できたとしても、主權國家というヨーロッパ史の中から生まれてきた言葉だけで世界を説明するのではなく、歴史的な現場における人々の選擇から説明するという別の道を探っていきたいと思う。

一方、貿易をめぐる諸條件について、兩者の合意に基づく契約が最初に締結されたのは、一八世紀の半ばである。當時は、日蘭ともに、貿易は獨占形態をとっていたため、獨占的な商人集團間の契約は、あたかも兩國間のとりきめであるかのような機能を持っていたとも言える。これについても、何らかの紙に書かれた契約を強く求めていた（そして結局自らを縛ってしまった）オランダ人と、「契約」の必要性を認めず、重視もしなかった日本人側の認識の差が窺われる。

さらに、約條と契約を以て、貿易が安定的に續けられてきたことを考えるならば、通商條約がなぜ、どのような文脈において必要とされたのかという問題が、今後の課題となる。筆者がアクセスできるものとして、オランダ共和國聯邦議會

Staten Generaal 文書⁽⁹⁸⁾（一七〇一―一八世紀）中の條約一覽を検索したところ、このうち、講和條約は通時的にあるが、「通商條約」は、一七世紀からあるものの、一八世紀半ば以降、廣がり始めたようである。なお調査を続ける必要があるが、通商條約は、ある特定の條件下で必要になったと考えられる。

「日本」が結んだ最初の通商條約は日米修好通商條約である。現在の見通しでは、通商條約は、おそらく獨占の崩壊によって、必要となる。本稿からの流れで言うならば、日米修好通商條約は、長崎會所による貿易獨占と對になっていた相手國の制限（唐船とオランダ船のみとする。實態は、兩者とも獨占・寡占の形をとっていた。）を緩和する一方で、「國」が貿易から利潤を吸い上げる方法として廣く薄くとする關稅という方式を採用することだったと言いうことも可能ではないか。安政の五カ國條約については、一般的に「不平等條約」と説明される⁽⁹⁹⁾。「不平等」の中身については、關稅自主權の喪失と領事裁判權（治外法權）と説明されるが、もともと徳川政權には廣く薄く關稅をかけるという發想も能力もなかった⁽¹⁰⁰⁾。關稅自主權を持っていたわけではない。

本稿で取り扱った問題は、權力が國際交易から利益を吸い上げる方法（たとえば關稅）の問題と結びついている。引き續き、考えていきたい。同時に、本稿では扱うことができなかったVOCの軍事力とVOCが獲得した諸合意との關係についても今後の課題としたい。軍事力を背景に何らかの合意を強制したような場合、本稿で扱った「約條」と本質的に同じものとして扱うことが望ましいのか、引き續き考えていきたい。

註

- (1) 以上、松方冬子編『國書がむすぶ外交』（東京大學出版會、二〇一九年）。
- (2) John K. Fairbank (ed.), *The Chinese World Order*. (3) 條約という言葉は、歴史敘述に頻出するにも関わらず、
- Traditional China's Foreign Relations*, Cambridge Mass.: Harvard University Press, 1968.

定義は必ずしも明快ではなく、その歴史の様態も自明ではない。朱印船科研第一四回研究会「條約——誰と誰が何を決めるのか——」（二〇一八年七月二七日、於東京大學史料編纂所）における黛秋津報告「條約に見る前近代オスマン帝國の対ヨーロッパ外交」、鹽谷哲史報告「一九世紀中葉露清間の條約締結交渉過程」を参照するに、今後の共同研究の可能性は大きく考えられる。

- (4) 英國圖書館 British Library 所藏インド省文書IOR: E/3/87 pp. 472-485. 部分的な翻刻が以下にある。ろじや・めいちゃん、池田豊子「一六七三年英國船りターン號來日關係史料——文献と翻譯——」（『京都外國語大學研究論叢』一六號、一九七五年）Chang Hsiu-jung, Anthony Farrington, Huang Fu-San, Ts'ao Yung-Ho, Wu Mi-Tsa. *The English Factory in Taiwan, 1670-1685*. National Taiwan University, 1995. pp. 108-116.
- (5) Contract for settling an English factory at Taiwan. 10 September 1670 (IOR: G/21/4B), in *The English Factory in Taiwan*, pp. 56-58.
- (6) *The English Factory in Taiwan*, p. 56. こやねはち「全十項目中の第四項」が正し。
- (7) ろじや・めいちゃん『江戸時代を見た英國人』（PHP研究所、一九八四年）一〇五—一〇七頁による。
- (8) 現在のインドネシア・バンテンのスルトタンに設置を認められたバンテン商館が、当時EICの最も東の據点だった。
- (9) 羽田正『東インド會社とアジアの海』（講談社、二〇〇七年）二〇四—二〇六頁。このような理解は、尾高晉己『オスマン外交のヨーロッパ化——片務主義外交から雙務主義外交への轉換——』（溪水社、二〇一〇年）などにもみられる。
- (10) 荒野泰典「日本型華夷秩序の形成」朝尾直弘ほか編『日本の社會史1 列島内外の交通と國家』（岩波書店、一九八七年）。
- (11) Matsui Yoko (trans. Reinier. H. Hesselink), "The Legal Position of Foreigners in Nagasaki during the Edo Period". In *Asian Port Cities 1600-1800: Local and Foreign Cultural Interactions*, ed. Haneda Masashi. NUS Press: Singapore, 2009. 松井洋子「ヴェンターから見ると近世日本の對外關係」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の對外關係6 近世的世界の成熟』（吉川弘文館、二〇一〇年）。一六四
- (12) François Valentyn, *Oud en nieuw Oost-Indien*... (Amsterdam : Gerard Onder de Linden, 1724) p. 189.
- (13) *Corpus Diplomaticum Neerlandico-Indicum*, verzameld en toegelicht door F. W. Stapel, 6 vols. (s-Gravenhage, Martinus Nijhof, 1907-1955).
- (14) Bhawan Rungship, *Dutch East India Company Merchants at the Court of Ayutthaya: Dutch Perceptions of the Thai Kingdom, c. 1604-1765*. Leiden/Boston: Brill, 2007.
- (15) 遠藤正之「カンボジア・オランダ東インド會社開通商平和條約締結（一六五六—一五七一年）——カンボジア王權とオランダ東インド會社の交易獨占の試みをめぐって——」

- 〔史苑〕七四一、二〇一四年。
- (16) オランダ国立中央文書館所蔵オランダ東インド會社文書 (NL-HaNA.1.0402、以下VOC) 四七七七、四七七九、四七八三、一一一九三、一一一九六號。
- (17) 東京大學史料編纂所共同利用・共同研究據點特定共同研究 (海外史料領域) 「モンスーン文書・イエズス會日本書翰・VOC文書・EIC文書の分野横断的研究」の一環として、大東敬典氏が原本調査を含む、本格的な検討を開始してゐる。なお、同氏から、*Corpus Diplomaticum* 序文の和譯 (概要) の提供を受けた。記して謝意を表する。
- (18) 第三卷の序文はスターペルによる。
- (19) 第一卷 xv-xxxii 頁、第二卷 xv-xxiv 頁、第三卷 xv-xix 頁、第四卷 xv-xix 頁、第五卷 xvii-xx 頁。
- (20) VOC-Glossarium (<http://resources.huygens.knaw.nl/vocglossarium>) によれば、「ファイルマン」は「ビンドウースターニー語・ベルシア語 (arman (王の命令書、特権を付與する文書))」、「カウル」は「アラビア語 kawl (言葉や約束を意味する)」。
- (21) 第一卷、序文 xxii 頁。
- (22) 第三卷、序文 xvii 頁。
- (23) 『日本國語大辭典』によれば、「約定」は、①「約束して定めること。とりきめ。約束。」②「二人以上の間で法律上のある事項を取りきめること。」おなじく「條目」は、①「箇條書になつてゐる法律・規則。」②「①の各項目。」である。
- (24) オンライン版第二版。
- (25) たとえば、澶淵の盟 (廣瀬憲雄「古代日本外交史——東部ユーラシアの視点から読み直す——」) 『講談社選書メチエ』二〇一四年) 二九〇—三二二頁。澶淵の盟は、雙方の皇帝が「誓書」を取り交わすという形式で行われた。いわゆるネルチンスク條約は、『清實録』康熙帝二十八年十二月丙子によれば「和好會盟」である。
- (26) 『大日本史料』十二編之六、二一九〇—二一九九頁、慶長十四年三月是月。古川祐實「己酉約條について」(朱印船料研第一四回研究会「條約——誰と誰が何を決めるのか——」(二〇一八年七月二七日、於東京大學史料編纂所)。中村榮孝『日鮮關係史の研究 下』(吉川弘文館、一九六九年) 二九一—三〇〇頁、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年) 四四—五一頁、鶴田啓一『對馬からみた日朝關係』(山川出版社、日本史リブレット、二〇〇六年) 三三—三七頁。鶴田は交渉の末に結んだ「協定」とするが、たとえば村井章介・荒野泰典「地球的世界の成立」荒野ほか編『日本の對外關係 5 地球的世界の成立』(吉川弘文館、二〇一三年) 二五頁では「朝鮮國王は對馬宗氏に日朝通交の基本となる己酉約條を下賜し」とする。
- (27) 五港通商章程英文の regulations も使えるかもしれない。
- (28) オンライン版第二版。
- (29) 風説書研究會編『オランダ別段風説書集成』(吉川弘文館、二〇一九年) 二四一頁。

- (30) 「Treaty を「盟」ではなく「條約」と譯したとき、そこにはある種の形式主義、文書主義が付きまといっていると考えるかもしれない。
- (31) たとえば、徳川政權下の長崎貿易は「官營」化したと言われる。彭浩『近世日清通商關係史』（東京大學出版會、二〇一五年）八頁。
- (32) 以下、近世日本の古文書學からみた「判物・朱印狀」「法度・條目」「觸書」については、日本歴史學會編『概説古文書學 近世編』（吉川弘文館、一九八九年、笠谷和比古執筆部分、のち、笠谷『近世武家文書の研究』法政大學出版局、一九九八年に再録）一三～一七、五六～七七、八三～一〇〇頁による。「近世前期の幕府の法令の大部分はこの條目の文書様式を用いて發布・傳達されていたのである」（六九～七〇頁）、「近世も寛文期以降の平和な時代が到來すると條目は次第に形骸化して」（七二頁）とある。
- (33) 高木昭作「亂世——太平の代の裏に潜むもの——」（『歴史學研究』五七四號、一九八七年）、藤井讓治「越前に出された秀吉の禁制」（『福井縣文書館研究紀要』一四號、二〇一七年）。
- (34) 黒嶋敏「琉球渡海朱印狀を讀む——原本調査の所見から——」（黒嶋敏・屋良健一郎著『琉球史料學の船出』（勉誠出版、二〇一七年）とくに三二四～三二七頁）。
- (35) 前掲『概説古文書學 近世編』七〇頁。
- (36) 上田哲司「松前慶廣宛秀吉・家康印判狀の文書論的考察——夷人（仁）への非分禁止が意味したもの——」（『北海道・東北史研究』一〇號、二〇一五年）。
- (37) 以下、本節については、東京大學史料編纂所外國人研究員 Joshua Batts 氏から多くの教示を得た。また、關聯する近年の口頭報告として、二〇一八年六月三〇日～七月一日、國際基督教大學で開催された「The Twenty-Second Asian Studies Conference Japan (ASC) における Ubaldo Iaccarino, "The Hispano-Japanese "Capitulations" of 1610: Trade, Diplomacy, and Knowledge Exchange between Edo, Manila and Mexico in the Early 17th Century"、二〇一八年一〇月五日、東京大學史料編纂所で開催された歴史と史料の會における Joshua Batts 報告「江戸初期の西洋諸國と交わした條目——スペイン王制を中心に——」がある。
- (38) 以下の経緯については、加藤榮一『幕藩制國家の成立と對外關係』（思文閣出版、一九九八年）一一七頁、濱田直一「總説」仙臺市史編さん委員會編『仙臺市史 特別篇八 慶長遣歐使節』（仙臺市、二〇一〇年）。
- (39) 慶長七年九月日附。加藤前掲『幕藩制國家の成立と對外關係』一一七頁。
- (40) 早川育「徳川家康とスペイン・ビベロとビスカイノの日本人觀」坂東省次・川成洋『日本・スペイン交流史』（れんが書房新社、二〇一〇年）九一頁、パブロ・パステルス（松田毅一譯）『一六～一七世紀 日本・スペイン交渉史』（大修館書店、一九九四年）一八八～一九二頁。
- (41) 『大日本史料』十二編之七、二二五頁。「仙臺市史 特別篇八 慶長遣歐使節」一一七頁、AGI, MP-ESCRITURA、

- CIFRA. 31.
- (42) 以上、家康發給の朱印状は、慶長一四（一六〇九）年一月二八日附、『大日本史料』十二編之七、二二五頁。『仙臺市史 特別篇八 慶長遣歐使節』一六頁。AGI. MP-ESCRITURA. CIFRA. 30.
- (43) 家康朱印狀發給の様子については、ソテロの報告書（パステルス前掲『一六〇一七世紀 日本・スペイン交渉史』一九三〜一九八頁）。
- (44) この経緯については、金井圓『日蘭交渉史の研究』（思文閣出版、一九八六年）三二頁、八一頁、加藤榮一『幕藩制國家の形成と外國貿易』（校倉書房、一九九三年）二六〜二七頁、フレデリック・クレインス著『十七世紀のオランダ人が見た日本』（臨川書店、二〇一〇年）二二二〜二八頁。四通は、駿府にいたファン・デン・ブルックとポイク宛ての他、ジャワにいたフランソワ・ウィッテルト、およびパタニにいるジャックス・フルーネウエーヘン宛て（現存）であった。
- (45) オランダ國立中央文書館所蔵日本商館文書Niederländische Gesandtschaften（以下、NFJ）一A號。金井前掲『日蘭交渉史の研究』三六六頁（翻刻は、金井によった）。『大日本史料』十二編之六、四五三頁。
- (46) 『日本關係海外史料 オランダ商館長日記』譯文編之六（東京大學史料編纂所、一九八七年）、七〜八頁、一六四一年一月八日條（表記を若干あらためた）。なお、同日條については、加藤前掲『幕藩制國家の成立と對外關係』二五四頁にも言及がある。
- (47) NFJ一B號。
- (48) VOC一五六號。永積洋子譯『南部漂着記——南部山田浦漂着のオランダ船長コルネリス・スハープの日記——』（キリシタン文化協會、一九七四年）、『日本關係海外史料 オランダ商館長日記』原文編之八（東京大學史料編纂所、一九九三年）口繪圖版。
- (49) 『日本關係海外史料 オランダ商館長日記』譯文編之十二（東京大學史料編纂所、二〇一五年）、二八四頁、一六五一年二月二日條（表記を若干あらためた）。
- (50) 『大日本史料』十二編之八、五三〇頁（『異國日記』より）。なお、加藤榮一はこの文書を紹介して、何らかの「前規」の存在を想定している（加藤前掲『幕藩制國家の形成と外國貿易』一〇六頁）が、特定の文書を指したものはなく、漠然と「以前からと同じように」「先例に準據せよ」という意味である可能性もあるだろう。
- (51) この経緯については、村川堅固・尾崎義譯／岩生成一校訂『新異國叢書 セーリス日本渡航記・ヴィルマン日本滞在記』（雄松堂書店、一九七〇年）、とくに、「附録三アーネスト・サトウのハクルート版への巻頭言と序説」と村川による「解説」。近藤和彦『イギリス史一〇講』（岩波新書、二〇一三年）一〇五〜一〇頁。近藤和彦「ぜめし帝王・あんじ・源家康——一六一三年の日英交渉——」近藤編『ヨーロッパ史講義』（山川出版社、二〇一五年）。
- (52) 村川堅固譯『新異國叢書 セーリス日本渡航記』一七二

- 一七三頁。
- (53) N. Murakami & K. Murakawa, eds. *Letters Written by the English Residents in Japan, 1611-1613* (Tokyo: Sankosha, 1900) pp. 104-105. 英語版。現代日本語譯は『附録三 アーネスト・サトウのハクルート版への巻頭言と序説』前掲『セーリス日本渡航記』三七二〜三七四頁。
- (54) *Letters Written by the English Residents*, p. 106. 日本語版。
- (55) 『大日本史料』十二編之十一、四五九頁(『異國日記』より)。セーリスによる英譯は、村川堅固譯『新異國叢書セーリス日本渡航記』一八一〜一八三頁。
- (56) 永積洋子「ボドレイアン圖書館所藏の朱印状について」(『日本歴史』四六七號、一九八七年) Derek Massarella & Izumi K. Tyder, "The Japonian Charters: The English and Dutch Shuinjo. *Monumenta Nipponica*, 45-2, 1990.
- (57) めいちん、池田前掲「一六七三年英國船リターン號來日關係史料」、ろじゃ・めいちん編『Experiment and Return 日英交渉史料 延寶元年 一六七三』(日英文化交流史研究會、一九七八年)、永積洋子「一七世紀後半の情報と通詞」(『史學』六〇卷四號、一九九一年)、木村直樹「十七世紀後半の幕藩權力と對外情報—一六七三年リターン號事件をめぐって」(『論集きんせい』二〇號、一九九八年、のち木村『幕藩制國家と東アジア世界』(吉川弘文館、二〇〇九年)に再録)。
- (58) めいちん譯によれば「條約」であるが、articles は「箇條書き文書」というくらいの意味であろう。なお、同じく
- リターン號に託送された國王チャールズ二世の書翰では、同じ文書を、特許狀 *credence* と呼んでゐる。
- (59) めいちん前掲『江戸時代を見た英國人』二二〇頁〜二二八頁。
- (60) サイモン・デルボー「日本日記」一六七三年六月二九日(寛文一三年五月二五日)條。村川堅固「解説」前掲『セーリス日本渡航記』、四〇六頁の譯文による。原文(英文)は前掲『日英交渉史料』九〇〜九二頁。
- (61) 實際は、前日のように、ボドレイアン圖書館に一通保管されている。
- (62) 前掲『セーリス日本渡航記』口繪。和文のイギリスでの摸寫。「外蕃通書」所收「伊祇利須呈書」(長崎立山府所藏)には、「日本渡海御赦免ノ由ニテ差出候物、令披見處、御朱印ニテハ無之、平戸ヨリ持渡候日本文字ノモノニテ候」という近藤重藏の追記がある(『大日本史料』十二編之十一、四六四頁)。「附録三 アーネスト・サトウのハクルート版への巻頭言と序説」前掲『セーリス日本渡航記』、三七二、三七八〜三七九頁。
- (63) 『増補長崎略史』上(長崎市役所、一九二六年)二八頁も、唐通事六人が任命されたのは寛永一二年とする。
- (64) 『通航一覽』四(國書刊行會、一九一三年、清文堂より)の復刻、一九六七年、一七五頁(長崎實録大成)所收)。
- (65) 松井洋子「近世日本における『異國人』の法的位置——オランダ人の『國禁』處分をめぐって——」(二〇一五年六月二二日、於東京大學史料編纂所、歴史と史料の會

- 報告)。
- (66) (史料12) は編纂史料なので、実際に朱印をもらったのは、寛永一二年より前だという可能性も否定できない。要検討。
- (67) 中田易直『近世對外關係史の研究』(吉川弘文館、一九八四年) 一六四～一八〇頁。
- (68) 岡美穂子『商人と宣教師 南蠻貿易の世界』(東京大學出版會、二〇一〇年) 二九八～三〇四頁。
- (69) 岡前掲『商人と宣教師 南蠻貿易の世界』、二九八頁。同書二九九頁の「ルイス・パエス・パシエコがカビタン・モールであった年から現在にわたって制定されている日本の掟」はやや文面が異なる。
- (70) 松方冬子『オランダ風説書と近世日本』(東京大學出版會、二〇〇七年) 七七頁。條文は、『通航一覽』六(國書刊行會、一九一三年、清文堂よりの復刻、一九六七年) 二二五頁。『通航一覽』は、一六七七年三月二八日(延寶五年二月二五日)の「御條目」として記載するが、清水紘一「參府蘭館長に傳達された南蠻に關する「上意」について」(『中央史學』二〇號、一九九七年)により、一六七三年段階のものと考ええる。
- (71) この法令の傳達過程については、松方前掲『オランダ風説書と近世日本』三五～四六、七六～七八頁。
- (72) 『通航一覽』六、一二二～一二五頁。
- (73) 『新訂増補國史大系 徳川實紀』四(吉川弘文館、一九七六年) 三〇一頁。
- (74) オランダ商館長日記、一六五八年二月二日條、NFJ 七一號、同、一六六〇年三月一日條、NFJ 七三號。
- (75) オランダ商館長日記、一六五八年二月二日條、NFJ 七一號。
- (76) オランダ商館長日記、一六五九年四月二九日條、NFJ 七二號。
- (77) 『通航一覽』五(國書刊行會、一九一三年、清文堂よりの復刻、一九六七年)、三〇七頁(『憲教類典』所收)。
- (78) 高札は、おもに基本法令を示すのに使われる(服藤弘司『幕府法と藩法』(創文社、一九八〇年) 五四三～五四四頁、久留島浩『近世の村の高札』『大名領國を歩く』(吉川弘文館、一九九三年)。
- (79) 『通航一覽』五、三〇七頁。
- (80) 中村質『近世長崎貿易史の研究』(吉川弘文館、一九八八年) 二七五頁に見られる一六六六年以降の「出船書物」については、オランダ人向けの規則と合わせて検討する必要がある。
- (81) 中砂明德「荷蘭國の朝貢」夫馬進編『中國東アジア外交史の研究』(京都大學出版會、二〇〇七年) 四〇一頁。
- (82) 松方冬子「一七世紀中葉、ヨーロッパ勢力の日本遣使と『國書』」松方編『日蘭關係史をよみとく(上)』つなぐ人々(臨川書店、二〇一五年)。
- (83) 鈴木康子『近世日蘭貿易史の研究』(思文閣出版、二〇〇四年) 四〇五頁。
- (84) 鈴木前掲『近世日蘭貿易史の研究』、四〇四頁。

- (85) Germain F. Meijlan, *Geschiedkundig Overzicht van den Handel der Europroezen op Japan*, Batavia, 1883, pp. 166-167.
- (86) *Geschiedkundig Overzicht*, pp. 168-189.
- (87) Jan Feenstra Kuiper, *Japan en de buitenwereld in de achiende eeuw, 's-Gravenhage*, Martinus Nijhoff, 1921.
- (88) *Japan en de buitenwereld*, p. 117.
- (89) *Japan en de buitenwereld*, pp. 132-136.
- (90) 一七五二年と一七五三年の契約は、ほぼ同文である。兩年の「契約」のオランダ文正本は、N F J 六四六號にある。*Corpus Diplomaticum*, vol. 5, pp. 583-589 及び vol. 6, pp. 8-11.
- (91) 松方冬子『契約貿易』序説一八―一九世紀の日蘭本方貿易―(『吉田伸之先生退職記念 近世社會史論集 東京大學日本史學研究室紀要 別冊』二〇一三年)。
- (92) *Corpus Diplomaticum*, vol. 5, pp. 583-589 よりの拙譯 (Isabel van Daalen 氏の助力を得た)。
- (93) 鈴木前掲『近世日蘭貿易史の研究』, 四〇五頁。
- (94) 同書三二號、四〇號、七二號、八八號、一三五號、一三九號、一六〇號、二〇一號、二〇六號、七一二號、七四五號、八四五號、八六一號、九四六號、九五三號。時代順に、一六〇九年の家康朱印狀、一六一七年の秀忠朱印狀、一六二二年の日本人賣買・海賊禁止令、一六二七年の京及びほかの地でのオランダ人の貿易を認めた文書、一六四一年の商館長崎移轉命令、一六四一年八月の長崎奉行からの命令(『日本關係海外史料 オランダ商館長日記』譯文編之五
- (95) 彭前掲『近世日清通商關係史』。
- (96) 「論書」(あるいは「教諭書」)は、アダム・ラクスマン宛て、ニコライ・レザノフ宛て、ウイレム二世の親書への返書發給時にオランダ商館長宛に發給されたものなどが知られている。藤田覺『近世後期政治史と對外關係』(東京大學出版會、二〇〇五年)七―二四頁、松方前掲『オランダ風説書と近世日本』一八九頁。管見の限り、先行研究において「論書」自體がどのような性格を持つかは論じられていない。居留民が、外交チャンネルとして期待されるようになる、(居留民から本國への送達も期待してか)「論書」が成立したのではないかと考えているが、別稿に譲る。
- (97) 尾形勇ほか編『歴史學事典7 戦争と外交』(弘文堂、一九九九年)にも「平和條約」「不戰條約」「不可侵條約」はあるものの、「航海條約」「通商條約」はない。
- (98) オランダ國立中央文書館所藏聯邦議會文書(MI-HaNA 10102).

(99)

たとえば、宮地正人『幕末維新變革史(上)』(岩波書店、二〇一二年)三九〜五二頁第四章「不平等條約世界體制とアヘン戦争」。「不平等條約」という言説の始點については、荒野泰典「近代化する日本」荒野ほか編『日本の對外關係 7 近代化する日本』(吉川弘文館、二〇一二年)一三三頁。三谷博「一九世紀における東アジア國際秩序の轉換——

條約體制を「不平等」と括るのは適切か——」『東アジア近代史』(二三號、二〇一〇年)参照。

(100)

港とその周邊をかなり強固に掌握していないと、實現は難しい。列島周邊では、松前藩が蝦夷地に渡る和人商人から「沖の口口錢」を徴収(しようと)したが、ほぼ唯一の「廣く薄く關稅をかける」例か。

**CAPITULATIONS AND CONTRACTS :
TOKUGAWA FOREIGN RELATIONS
AND THE DUTCH EAST INDIA COMPANY**

MATSUKATA Fuyuko

This paper is part of my investigation into early modern practices of inter-state relations. In doing so, I explore how inter-state relations proceeded indirectly through the control, management and support of people — merchants, missionaries, etc. — whose activities straddled multiple states.

This paper focuses on the capitulations the Tokugawa government provided to foreign communities (the Chinese, Dutch, English, Portuguese and Spanish) and the contracts established between the Tokugawa trading office in Nagasaki and the Dutch East India Company, as well as with the Chinese merchants group.

In the early seventeenth century the Tokugawa government issued *shuinjō*, or documents carrying the shogun's vermilion seal, to guarantee foreigners' safety and trading activities in Japan. In the middle of the century, the government stopped providing *shuinjō* to foreigners, shifting to the oral communication of prohibitions restricting their activities. This process reflects the fact that the presence of foreigners, especially Westerners, had become more familiar in Japan, and that Tokugawa authority had solidified during this time. It is clear that this shift in relations with foreign communities paralleled developments in the shogunate's relationship with domestic actors. The Dutch, however, continued to take great stock in the initial *shuinjō* they received, expecting their function and value to remain constant despite the shogunate's evolving preferences and practices.

The Dutch Company and Nagasaki interpreters signed the first "contract" regulating Dutch trade in the city in the middle of the eighteenth century. As Company representatives and the interpreters enjoyed a monopoly on their respective sides, it is tempting to treat this contract as a formal "Dutch-Japanese" agreement, negotiated with the consent and involvement of the Japanese state. The Tokugawa government, however, does not appear to have been involved in this "contract," and Japanese sources do not mention it.

I suspect that the Dutch, living far from home and dependent on Japanese goodwill, especially valued written documents for their security because they had nothing else to rely on. More definitive conclusions on this matter require investigating the practices and expectations governing their lives in the

Netherlands. Going forward, I wish to pursue the question of what factors eventually spurred the development and spread of commercial treaties between states — and the supposed end of monopolized trade — at the expense of the capitulations and contracts that had regulated commerce up to that point.

**THE BAKUFU'S DEFINITION OF THE POLITICAL STATUS
OF THE RYUKYU KINGDOM SEEN FROM THE LETTERS
AND DOCUMENTS SUBMITTED
TO THE BRITISH GOVERNMENT IN THE 1860S**

TINELLO Marco

It is no secret that during the 1867 Paris International Exposition, the Satsuma mission asserted that the Satsuma daimyo was the king of the Ryukyu Kingdom, and effectively declared to the Western world that their domain was independent of Edo. While existing scholarship agrees that Satsuma's policy in this area was of deep concern to the shogunate, no studies have clarified Edo's response. However, according to British and Japanese diplomatic papers, the bakufu responded by sending the magistrate for foreign affairs, Kurimoto Aki-no-kami, to Paris, armed with a collection of documents to be translated into English and French to be submitted to the relevant European governments. In these documents, the bakufu pointed out that the shogun was the sole sovereign of Japan and that the lord of Satsuma was one of his retainers. In addition, the shogunate asserted that the Ryukyu Kingdom, while maintaining tributary relations with China, was firmly subordinate to Japan (the bakufu) as a dominion of Satsuma. The bakufu, however, also stressed the fact that because the Ryukyus had its own king, the Satsuma daimyo could not claim to be the Ryukyuan king. In these documents, the Edo leaders repeatedly refer to the Ryukyuan missions to Edo to demonstrate the subordinate status of the Ryukyus to Japan, as well as the hierarchical relationship between the shogun and the Ryukyuan king.

This episode marks the first occasion in which the shogunate submitted documents on Ryukyuan-Japanese-Chinese relations to the Western powers on its own initiative. In conclusion, while the *Ryukyu shobun* refers to the process through which the Meiji government annexed the Ryukyu Kingdom between 1872 and 1879, a complete understanding of this event demands recognition of its antecedents in the Bakumatsu era. While most scholars date Japan's annexation of Ryukyu from